**○防衛省告示第百七号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年五月九日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十八年五月二十二日（予備、同月二十三日及び同月二十四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百八号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年五月九日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十八年五月二十二日（予備、同月二十三日及び同月二十四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百九号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年五月九日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十八年五月二十二日（予備、同月二十三日及び同月二十四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百十号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年五月九日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十八年五月二十五日及び同月二十六日（予備、同月二十七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○近畿地方整備局告示第百四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十六号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 西宮市山口町下山口字藤丸一六三九番一地内 | 前 | 二二・九七～六一・〇五メートル | 一三九メートル |
| 西宮市名塩木之元一九〇七番一一五から同市塩瀬町生瀬字城山一一七五番まで | 後 | 二二・九七～八五・九一 | 〇〇・一三九 |
| | 前 | 六・七六～六九・八五 | 〇〇・八八四 |
| | 後 | 一一・八二～七三・四四 | 〇〇・八八四 |

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

**○近畿地方整備局告示第百五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 百七十六号 | 西宮市山口町下山口字藤丸一六三九番一地内 | 近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十八年五月九日

**○防衛省告示第百十一号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年五月九日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十八年五月二十五日及び同月二十六日（予備、同月二十七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。